

仕様等に対する質問・回答書

令和7年9月3日

(企局第245号 旭川第一発電所など水力発電所12か所の電力売却及び亀島配水場で使用する電気の調達)

質 問 事 項	回 答
【調達】 ・契約に至った場合は、現行（公告時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇.〇円）を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。 ・旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃料諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。 ・計量日は毎月1日でしょうか。 ・支払に関する記載がございましたが、請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。 ・銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承ください。	燃料費等調整額は、一般送配電事業者が定める供給条件等によります。契約期間中に算定諸元が変更になる場合は、電気需給契約書（案）第12条により、契約単価について本県と落札者が協議の上、改定することができます。 燃料費等調整額は、一般送配電事業者が定める供給条件等によります。契約期間中に算定諸元が変更になる場合は、電気需給契約書（案）第12条により、契約単価について本県と落札者が協議の上、改定することができます。 原則毎月1日です。 対応可能です。 振込手数料は振込人負担で構いません。

・ 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。 ・ SW 切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。 ・ 【亀島配水場】の現在の契約電力をご教示いただけないでしょうか。 【売却】 ・ 発電側課金については、買受人負担という認識でお間違いないでしょうか。本契約の単価には発電側課金分を加味した金額での入札をする必要がある、という認識でお間違いないでしょうか。現在契約者との発電側課金についての取り扱いについてご教示願います。 【契約】 ・ 第 6 条（権利義務の譲渡） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 →ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 4 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。 ・ 第 11 条（電気料金の算定） 月々の請求金額算定における計算方法につき、下記文言を参照の上修正願えませんか。 【料金計算】	亀島配水場については、時期は未定ですが、本契約期間中に、他施設の工事の影響で、配水ポンプの運転台数増加による契約電力の増加の可能性があります。詳細が決まり次第、電気需給契約書（案）第 8 条により、本県と落札者との協議の上、契約電力を変更します。 中国電力（株）です。 1,150kW です。 発電側課金は、買受人負担という認識で間違いありません。 本契約の単価には発電側課金分は加味しません。現在契約者との発電側課金についての取り扱いについては、旭川第一発電所など水力発電所 12 か所の電力売却に係る仕様書 P 2 第 2 章 1 及び P 4 第 3 章 4 のとおりです。 契約に際しては、電気需給契約書（案）を基本としており、ご質問にある文言の追加は想定しておりません。 契約に際しては、電気需給契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定及び支払の方法等については、落札業者と協議の上、落札業者の電気契約要綱等に応じて、条文等の詳細を決定することとし
---	---

毎月の料金計算は電気料金＝基本料金＋電力量料金とし 基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率（割引・割増）＋予備電源料金単価×契約電力 電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金（ただし、基本料金単価、電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。） 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率とする。 平均力率が８５パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、８５パーセントを上回る場合、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、８５パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しする。 ・第 13 条(電気料金の支払方法) ３ 項の遅延利息に関する記載を下記に修正可能でしょうか。 →料金の支払いが期限内に支払われない場合甲は、遅延した日数分を政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。)第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を乙に支払うものとする。 また第 16 条(遅延利息)と内容が重複しているかと思います。 ・第〇条(違約金・・) 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんでしたので、下記文言を参考に条項の追加をお願いしますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電	ます。 契約に際しては、電気需給契約書（案）を基本とし、落札業者と協議の上、条文等の詳細を決定することとします。 契約に際しては、電気需給契約書（案）を基本とし、落札業者と協議の上、条文等の詳細を決定することとします。
--	--

力量に、第 3 条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第 3 条に定める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』 •第 27 条(協議) 定めのない事項に付き協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。 •特定電源割当証明書の下半期分発行時期について、非化石証書を用いる関係で 1 カ月～5 カ月時間をいただきます。ご了承くださいいただけますでしょうか •特定電源割当証明書の指定書式がある場合はご提示いただくことは可能でしょうか。 指定がない場合は任意でよろしいでしょうか。 ・ 4 月以降、一般電気事業者による料金等に係る改定等が行われた際の対応については別途協議可能でしょうか。 【共通】 •入札書記載の日付をご指示願えますか。 •入札書と入札付属書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。 •弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまには WEB 上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承くださいませ	契約に際しては、電気需給契約書（案）を基本としており、ご質問にある文言の追加は想定しておりません。 特定電源割当証明書又は非化石証書の発行は該当月の 1 ～ 5 か月後で構いませんが、発行時期に関して疑義が生じた場合は、本県と落札者で協議させていただく場合がございます。 電力受給契約書（案）により本県から購入した旭川第一発電所など水力発電所 1 2 か所の電力であることが示されていれば、任意の様式で構いません。 電気需給契約書（案）第 12 条により、契約単価を改定する必要があるときは、本県と落札者で協議することが可能です。 提出日を記入してください。 入札書と入札付属書について、割印、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印などの指定はございません。 WEB ページで確認する方法で構いません。ただし、請求書には会社印又は代表者印の押印（印刷）をしていただくよう、お願いいたします。
--	---

すでしょうか。また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。 【ご確認事項】 弊社では現在本社移転を予定しております。（登記変更:9月1日、移転:11月～予定） 登記変更及び入札参加資格登録変更申請から認可まで日程の都合上、入札書等への記載住所は現在の住所（東京都中央区八重洲）での対応で問題ございませんでしょうか。	岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿に記載される住所が、入札の公告日から落札者が決定するまでの間、入札書等に記載の住所と同一であれば問題ありません。
--	--